

請求書、見積書、請書の押印が 省略可能になります

対象：令和4年4月1日以降に作成する請求書、見積書、請書

例1 押印を省略し、書類を作成する例

書類押印のため出社が必要で
テレワークができない…

請求書(見積書・請書)

押印省略

押印の代わりに記載

発行責任者 ○○○○
担当者 ○○○○
連絡先 ○○○○

①押印を省略するときは
「発行責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号」
を記載してください。

②市の担当者から連絡先
へ内容等を確認した後に、
書類が有効となります。
※業者登録で市へ申請し
ているメールアドレス
からの送信など、書類の
受領方法により確認が
できた場合は、連絡を省
略します。

押印を省略した書類は、メールまたは
ファックスで提出することができます。
※メールで提出する場合は、PDF
形式にして添付してください。
※ファックスで提出した場合は、
市担当者あてに電話で提出の旨を
連絡してください。

例2 従来どおり押印し、書類を作成する例

押印する方が社内の
取り扱いになじむ

書類に押印可能

請求書(見積書・請書)

印 ← 従来どおり押印

発行責任者 ○○○○
担当者 ○○○○
連絡先 ○○○○ ← 記載不要

押印した書類は、従来どおり原本を
提出してください。(郵送可)

- 新たに押印省略ができる書類・・・請求書、見積書、請書
- 継続して押印が必要な書類・・・入札書や契約書など、これまで押印を必要としている書類

押印省略に関するQ & A

No	質問	回答
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和4年4月1日以降に発行する請求書、見積書、請求書（以下「請求書等」という。）です。
2	請求書等を電子メール、FAXで提出してもよいですか。	電子メール、FAXによる提出も可能です。ただし、鮮明に読み取れるものに限りです。 なお、送信先のメールアドレスやFAX番号は、担当課にご確認ください。
3	請負契約に関する請求書をメールやFAXで提出した場合、印紙を貼らなくてよいですか。	実際に文書が交付されないため課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しないため、印紙の貼付は不要です。
4	従来どおり請求書等に押印し、郵送や直接提出でもよいですか。	押印した請求書等の場合は、従来どおり提出してください。
5	押印省略する場合の代替方法を教えてください。	請求書等に「発行責任者」「担当者」の欄を追加し、役職（所属）・氏名・連絡先電話番号を記載してください。なお、この条件を満たしていない場合には押印が必要です。
6	発行責任者とは誰ですか。	役職に関わらず、請求書等が発行するにあたり責任を有する方をいいます。
7	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	発行責任者の役職・氏名及び連絡先電話番号のみ記載してください。
8	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営されている場合等）、発行責任者等はどのように記載するのですか。	すべて同じ場合でも、代表者と発行責任者の氏名、連絡先の電話番号を記載してください。なお、担当者氏名は省略可能です。
9	発行責任者や担当者の職名・氏名について、苗字のみの押印でもよいですか。	苗字のみの記載は不可です。フルネームで記載してください。
10	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	代表者の職名・氏名は省略できません。
11	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	原則として固定電話番号を記載してください。
12	連絡先は電話番号でなくメールアドレスでもよいですか。	電話番号を記載してください。なお、電話番号に加えてメールアドレスやFAX番号の記載は可能です。
13	請求書又は見積書をメールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	PDF形式の添付ファイルとしてください。
14	押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	電子メール・FAXのほか、従来どおりの郵送や持参による提出も可能です。
15	電子メールに請求書又は見積書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールで提出いただく場合には、PDFファイルで添付してください。
16	押印を省略して提出した請求書等に訂正があった場合はどうすればよいですか。	該当箇所を訂正した請求書等を新たに提出してください。
17	今までどおり、押印した請求書等にも、「発行責任者と担当者の氏名・連絡先」を記入しなければいけないですか。	押印を省略しない場合には、発行責任者と担当者の氏名・連絡先の記載は不要です。
18	契約書の押印は省略できますか。	法律で定められているため、省略できません。
19	入札書や委任状の押印は省略できますか。	今回の押印省略の対象ではないため、押印が必要です。